

「介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(茨城県指定 第0872300272号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 光峰会 (ミツミカイ) |
| (2) 法人所在地 | 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556 |
| (3) 電話番号 | 0299-66-5533 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大川 尚昱 |
| (5) 設立年月 | 平成 17 年 9 月 27 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・茨城県指定 第0872300272号 |
| (2) 施設の目的 | |

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム いたこの郷 |
| (4) 施設の所在地 | 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556 |
| (5) 電話番号 | 0299-66-5533 |
| (6) 施設長氏名 | 大川 曉子 |
| (7) 当施設の運営方針 | |

急速な超高齢化が進むに従って老人福祉の指向もまた変化しつつあるのが現状である。特に施設の社会化に対するニーズの増加と多様化は施設に対する期待と役割の増大として今後施設運営にいつそうの努力を要する時期になっている。

いたこの郷は多様な福祉ニーズに前向きに取り組めます。今後とも引続き生活者の豊かな生活を満たす生活施設づくりを重点として事業を実施する。

そのため、生命の安全確保を第一とし心身の健康ないし機能の維持、回復、増進のための施設を確立するとともにプライバシーを守り規則を最小限にする。設備用具の整備など生活の場として適切な条件整備また集団の利点を生かした社会的活動の機会の提供と援助、自立を助け生活者相互の援助を高めるなど単に生理的水準の要求の充足だけでなく心理的、社会的欲求の充足に配慮し調和のとれた処遇と創意工夫をこらしていく。また、施設の社会化については積極的に社会の福祉要求をくみとり在宅ケアの連続体として施設を拠点として研修訓練を行うことを考慮しつつその体制を整える。さらに職員の専門技術の向上と意識の高揚を図るための研修現任訓練を実施するほか、人と人との和、相手を理解ようとする努力、そして愛する気持ちが大切であることを認識し利用者の生活を援助する姿勢をもって施設運営の基盤を確立する。

(8) 開設年月 平成 19 年 2 月 1 日

(9) 入所定員 70 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全個室です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	70 室	電動ベッド・タンス・床頭台・洗面台・冷暖房
食堂兼居間	7 室	テレビ・ミニキッチン・テーブル・椅子
浴 室	7 室	一般浴槽
医務室	1 室	
トイレ	20 室	居室にて、ポータブルトイレも使用可能

（1ユニットに食堂兼居間・居室10部屋及びトイレ2又は3箇所）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

・各居室には洗面所及び冷暖房があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1	1名
2. 介護職員	23 以上	23名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	3 以上	3名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	0.1	0.1名
8. 栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木・土曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 07：00～16：00 3～4名 日勤： 08：30～17：30 7～8名 遅番： 10：30～19：30 3～4名 夜勤： 16：30～翌日 9：30 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 07：00～16：00 1名 日勤： 08：30～17：30 1～2名 遅番： 10：30～19：30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7割～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。

（食事時間）朝食： 8：00 昼食： 12：00 夕食： 6：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額（1割・2割・3割）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○介護保険自己負担

(1日/円)

	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 自己負担額 (1割)	793 円	862 円	929 円
自己負担額 (2割)	1,586 円	1,724 円	1,858 円
自己負担額 (3割)	2,379 円	2,586 円	2,787 円
2. 居室に係る自己負担額	2,066 円 (※)		
3. 食事に係る自己負担	1,445 円 (※)		
4. (1+2+3)			
自己負担額合計 (1割)	4,244 円	4,313 円	4,380 円
自己負担額合計 (2割)	5,037 円	5,175 円	5,309 円
自己負担額合計 (3割)	5,830 円	6,037 円	6,238 円

(※) 居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある負担限度額とします。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆下記の加算に関しましては表示金額の原則 1 割負担となります。

☆

○加算体制 (日額)

(単位数：円)

初期加算 (入所後 30 日間)	300 円
看護体制加算 (I) ロ	40 円
看取り介護加算 (I) ※	
◆死亡日以前 31 日以上 45 日以下	720 円
◇死亡日以前 4 日以上 30 日以下	1,440 円
◆死亡日以前 2 日又は 3 日	6,800 円
◇死亡日	12,800 円
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 17.2%

※対象に該当した場合

○加算体制 (月額)

科学的介護推進体制加算 II	500 円
生産性向上推進体制加算 II	100 円

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。(月 6 日限度)

1. 自己負担額	246 円/日額
2. 居室料金	2,066 円/日額
合計 (1+2)	2,252 円/日額

※7 日目以降は居室料金の自己負担が発生します。

(2) 介護保険の基準外サービス（契約書第4条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金（実費）>

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費清算

② 理髪・美容

〔理髪・美容サービス〕

月に2回、理容師または美容師の出張による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：理容店の料金価格による料金

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。（別途貴重品管理委託契約を締結いただきます。）

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりできるもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は次の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引出しを行います。

・保管管理者は出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：月額 2,500 円（金銭管理を希望した場合）

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代、交通費等の実費相当額をご精算いただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

月	行 事 名	行事の概要・ねらい
4	お花見	桜の花見を行い、季節感を味わう。
5	運動会	運動会を通じて体を動かす事が大事なのを感じる。
7	夏祭り	夏祭りを通して多くの方々とかかわりを持ち、にぎやかな雰囲気の中でご家族との楽しい時間を過ごす。

9	敬老会	職員及び家族で敬老の日を祝う。入所者ご家族と個別面談を行い、介護計画、健康状況、金銭管理状況等を確認しあう。
12	忘年会 (兼クリスマス会)	今年1年を振り返り、家族と一緒に来年も良い年であるようにと語り合いながら乾杯し、会食する。
2	節分	鬼払いのための豆まきを行い、福を招く。

ii) クラブ活動

園芸、書道、図工、音楽、ドライブ散策等

(材料代等の実費相当額をご精算いただきます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 15円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

例) 入浴時に使用するカミソリ・口腔ブラシ(クルリーナ)等

⑦ ご利用者の入院又は病院受診の際の送迎及び付添

原則として、入院又は病院受診はご家族様に実施していただくものですが、やむを得ぬ理由によりこのサービスが必要とされる場合には、次の料金となります。

ご利用者の入院又は病院受診の際の送迎及び付添する場合

職員1人につき: 1時間まで 2,000円

1時間を超える場合、30分毎に 1,000円加算

⑧ 買い物代行サービス

1回につき 1,000円

⑨ 契約書第22条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の 要介護度 料 金	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7930 円	8620 円	9290 円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合 6360 円

⑩ 死亡診断書(施設での看取りを行い死亡したとき)

5,500 円

⑪ 私物電気代(持ち込みによる電化製品1点につき)

月額 1000 円(1コンセント)

⑭ 医療費(診療費及び薬代は実費)

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに指定の方法でお支払ください。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合はご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	鬼沢ファミリークリニック	白十字総合病院
所在地	銚田市銚田 2119-1	神栖市賀 2148
診療科	内科・皮膚科・その他	内科 他総合救急病院

②協力歯科機関

歯科期間の名称	大崎歯科医院
所在地	潮来市新宮 1224-2
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第16条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第 17 条、第 18 条参照)
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の 14 日前までに退所(解除)届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第 19 条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴当の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。保証人が契約者に変わり支払う。
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大情事を生じさせた場合

④

- ⑤ ご契約者が連続して 30 日以上病院又は診療所に入所すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 21 条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

(1日あたりの利用料金は、法定額：福祉施設外泊時費用。)

②7日以上1ヶ月以内の入院の場合

7日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

但し、契約を解除した場合でも3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるように努めます。また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3)円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要ないかの援助を利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

(契約書第23条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

8. 非常災害対策

(1) 緊急非常時 管理者は施設の消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な対策を講じます。

(2) 防災設備 管内各所に火災報知器と屋内消火栓・消火器・スプリンクラーを設置してあります。

- (3) 防災訓練 毎月 1 回、避難訓練、また年 2 回管轄の消防署指導のもと総合防火訓練を実施します。

9. 苦情の受付について（契約書第 27 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員

② 第三者委員 根本 勝雄（元市役所職員）・大川かつ江（元市役所職員）

○受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 10:00 ～ 16:00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

潮来市役所 介護福祉課	所在地：〒311-2493 潮来市辻 626 電話番号：0299-63-1111 受付時間：月曜～金曜 8:30～17:15
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室	所在地：〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 電話番号：029-301-1565 受付時間：月曜～金曜 8:30～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地：〒310-8586 水戸市千波町 1918 電話番号：029-305-7193 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00

10. 事故発生時の対応

(1) 事故の分類は次の通りとします。

- ①外傷②骨折③誤嚥④誤薬⑤転倒・転落⑥離脱行為⑦異食行為⑧呼吸停止
⑨感染症の複数発生
(インフルエンザ・新型コロナウイルス・ノロウイルス・食中毒・疥癬)

(2) 事故発生時の対応

- ①万一、事故が発生した場合は、速やかに管理者（施設長）に連絡すると共に、応急措置を行います。

- ② 連絡を受けた管理者は事故の状況及び症状に応じ、嘱託医へ連絡して指示を仰ぐ。

- ③ 管理者は、嘱託医の指示により、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送などの措置を講じるとともに、身元引受人へ連絡する。

※夜間時においては、オンコール当番者（看護職員）への連絡体制を活用するほか、上記に準じて対策します。

(3) 報告及び記録

- ① 職員は、事故に対する応急措置の結果を管理者に速やかに連絡する。
- ② 管理者は、事故内容が大規模に亘る場合、関係職員に連絡(夜間時は「非常災害時召集連絡網」を活用)し、対策を講じます。
- ③ 事故発生状況及び経過については、職員に必ず記録させます。
- ④ 管理者は、事故内容及び経過を身元引受人に報告し、事故に関する説明を行うほか、事故の記録等の書類を閲覧に出来るようにします。

(4) 再発防止への取組み

管理者は、事故処理の後、速やかに事故の発生原因の究明と再発防止のための対策に取組み、その徹底を図ります。

(5) 関係機関等への報告

管理者は、状況に応じ事故の内容等について関係機関に報告します。

- (6) その他 食中毒事故、無断外出(離脱)、災害事故については、社会福祉法人光峰会緊急対応マニュアルにより対応します。

※第三者の評価が必要な場合は第三者評価機関に報告し、その結果を開示します。

1 1. 身体的拘束等の適正化の取組み

「A」. 「緊急やむを得ない場合」の身体拘束に関する説明

当事業所において、下記項目をすべてに該当していると判断した場合に緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ・ **切迫性**…利用者本人又は他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・ **非代替性**…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・ **一時性**…身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること

「B」. 手続きについての取り扱い

・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は介護士、介護支援専門員、看護師、生活相談員、施設長の合意のもとに行う。基本的に個人の判断では行いません。

・利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。仮に事前に身体拘束等について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合でも実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行い、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し同意を得たうえで実施します。

・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には身体的拘束等を一時的に解除して状況観察を行うなどの対応をとること

「C」． 身体的拘束等の実施に関する記録の義務付け

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- ・ 具体的な記録は「ケース記録」に記載する。記録は日々の心身の状態などの観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を付け加えて、それについての情報を開示し職員間で情報を共有し周知徹底します。またこの記録はご契約者や家族からの申し出があった場合や行政機関からの申し出や実地検査時においてもすぐに閲覧できるような状態にしておきます。

① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者及び入所者（以下、利用者等）の生活の自由を制限するものであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

- (1) 身体拘束等は廃止すべきものである
- (2) 身体拘束等廃止に向けて、常に努力を続けなければならない
- (3) 安易に「やむを得ない」という理由で身体拘束等を行わない
- (4) 身体拘束等を安易に正当化し、許容する考え方はやめるべきである
- (5) 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
- (6) 創意工夫を忘れない
- (7) 利用者等の人権を最優先に考慮すること
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つこと
- (9) 身体拘束等廃止に向けて、ありとあらゆる手段を講じること
- (10) やむを得ず身体拘束等を行う場合、ご利用者等、及びご家族等に対して十分に説明を行うこと
- (11) 身体拘束等を行った場合、常に解除に向けた努力を怠らないこと

② 身体的拘束適正化のための委員会 その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束適正化検討について

当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置する。

(1) 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討

- ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全員への指導

(2) 身体的拘束適正化の構成員

- ・ 施設長
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ 生活相談員
- ・ その他必要に応じ、施設内他職種や第三者にも参画いただく

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 当施設では3ヵ月に1回以上開催し、また必要に応じて随時開催する。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できないケースでは、複数意見の確認等により各スタッフの意見を盛り込み検討する。

③ 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を促すとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- ・ 年2回の開催とする。
- ・ 新規採用時には、必ず研修を実施する。
- ・ 研修の実施内容については記録し、保存すること。

④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・ 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。
- ・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

- ・ 説明書をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- ・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録と再検討

- ・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、用紙を用いてその様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

- ・ (3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には契約者、家族に報告すること。
- ・ 尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合があるが、再度数日以内に同様の身体拘束による対応が必要となった場合、家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、家族の了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

⑦ その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

- (1) 本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。
- (2) 身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、介護サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む必要がある。
 - ・ マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか。
 - ・ 事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束を行っていないか。
 - ・ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
 - ・ 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
 - ・ サービス提供の中で、本当に緊急でやむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

12. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ <u>無</u>
(2) 実施年月日（直近実施日）	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム いたこの郷

説明者職名

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

住所 _____

利用者

氏名 _____ 印

私は、利用者本人に代わって、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

住所 _____

氏名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 4561.87 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[短期入所生活介護] 平成19年2月1日指定 茨城県 0872300280号 定員10名

[通所介護] 平成19年2月1日指定 茨城県 0872300298号 定員20名

[居宅介護支援事業] 平成19年2月1日指定 茨城県 0872300306号

(4) 施設の周辺環境*

潮来ICから車で10分、潮来駅から車で10分程度の場所にあります。

静かな所で、近くには県民の森があります。

2. 職員の配置状況

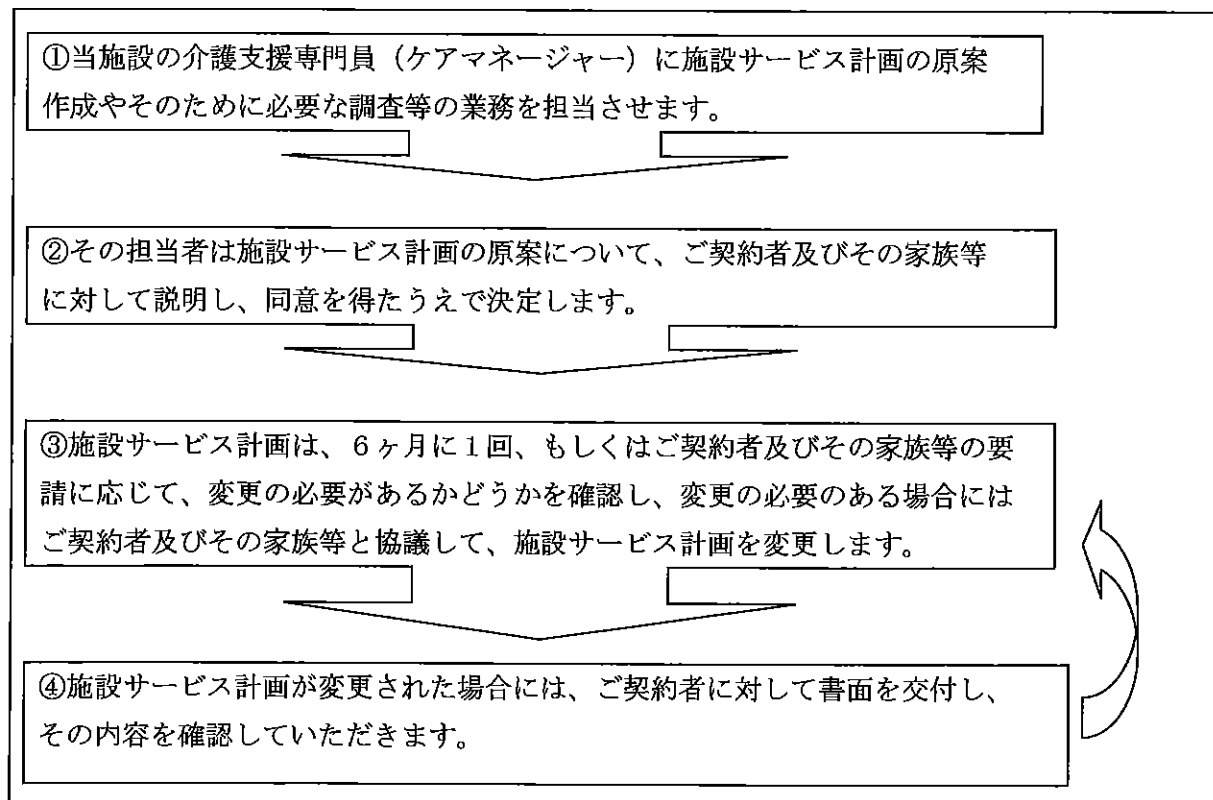
<配置職員の職種>

- 介護職員** --- ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員** --- ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。
- 看護職員** --- 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員** --- ご利用者の機能訓練を担当します。
- 介護支援専門員** --- ご利用者の係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。
- 医師** ---- ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。医師（非常勤）1名を配置しています。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービスプラン内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないよう努めます。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、守秘義務及び個人情報保護法を尊重しサービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

利用者の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限＊

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

食べ物、ペット類

（2）面会（感染症流行時は除く）

面会時間 9:00 ～ 17:30（時間厳守）

※来訪者は、必ずその都度面会簿に必要事項をご記入いただきます。

※なお、来訪される場合、食べ物、危険物類の持ち込みはご遠慮ください。

※特別な事情以外の面会は断る時があります。（インフルエンザ流行時等）

（3）外出・外泊（感染症流行等時は除く）

外出・外泊をされる場合は、事前（1週間前）にお申し出ください。

但し、外泊については、最長で月3日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、2日前までにお申しで下さい。2日前までに申し出があった場合には、5(2)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条、第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要の措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。